

ご存じですか？高齢者虐待

■高齢者虐待は、虐待をしている人に自覚があるとは限りません。

・気づかないまま、不適切な対応になっている場合もあります。

■こんな場合に、高齢者虐待がおこりやすいと言われています。

- ・高齢者に認知症がある ・介護の負担をひとりで抱えている
- ・高齢者夫婦のみ、高齢者と単身の子どもだけなどの家族状況
- ・経済的に困窮している ・近所付き合いがない ・介護者に疾病や障がいがある

<このような行為は高齢者虐待にあたります>

1. 身体的虐待・・・

たたく つねる 殴る 蹴る ベッドに縛り付けるなど



2. 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）・・・

食事や水分を与えない 必要な医療・介護サービスを利用させないなど



3. 心理的虐待・・・

怒鳴る ののしる 無視する 子ども扱いをするなど



4. 性的虐待・・・

高齢者へわいせつな行為を強要する 排泄の失敗に対し罰として裸にして放置するなど



5. 経済的虐待・・・

高齢者の年金や預貯金を本人の同意なく使う 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせないなど



この他にも「DV」（配偶者等から暴力をふるわれる）、「セルフネグレクト」（自ら自分の生命、健康、生活を損なうまま放置している状態）の高齢者も多く、他の虐待同様に周囲の支援が望まれます。 ※厚生労働省「高齢者虐待対応マニュアル」から抜粋

～地域住民だからできる取り組み～

虐待状態にありながら、誰からも通報や報告がないまま重大な事態が生じることがあります。虐待対応で重要なのは、いかに早く虐待を発見し、支援を開始するかということです。身近な地域住民の皆さんのちょっとした気づきや通報は、とても重要な権利擁護となります。「虐待かな…？」と思われたときは、お近くの地域包括支援センターまでご相談ください。

安来市地域包括支援センター（高齢者まると相談センター）

ひろせ ☎ 3 2 - 9 1 1 0 やすぎ ☎ 2 7 - 7 1 0 0 はくた ☎ 3 7 - 1 5 4 0